

東京プロジェクトマッピング実行委員会（第3回）

議 事 次 第

日にち：令和5年3月31日（金）

場 所：書 面 開 催

1 開 会

2 議 事

議案 東京プロジェクトマッピング実行委員会令和4年度収支予算の変更及び令和5年度収支予算について

3 その他

【配布資料】

- ・ 委員名簿

<議案>

- ・ 資料1 東京プロジェクトマッピング収支予算（令和4年度分）（案）
- ・ 資料2 東京プロジェクトマッピング収支予算（令和5年度分）（案）
- ・ 資料3 建造物の壁面等を活用したプロジェクトマッピング等の実施に関する協定書の変更について（案）

- ・ 書面表決書

東京プロジェクトマップ実行委員会 委員名簿

【別表1】

令和5年3月31日現在

委員長	築田 真由美	東京都 産業労働局観光部長
委員	高橋 芳行	(公財)東京観光財団 常務 (地域振興部長兼務)
委員	村上 喜孝	新宿区文化観光産業部文化観光課長

【別表2】

監事	岡野 守治	東京都 産業労働局総務部計理課長
----	-------	------------------

東京プロジェクトマップ実行委員会 幹事会名簿

【別表3】

令和5年3月31日現在

幹事長	阿久澤 達也	東京都 産業労働局観光部地域振興担当課長
-----	--------	----------------------

東京プロジェクトマップ実行委員会 事務局名簿

【別表4】

事務局長	阿久澤 達也	東京都産業労働局観光部 地域振興担当課長
事務局	東京都産業労働局観光部振興課事業支援担当	

東京プロジェクションマッピング収支予算(令和4年度分)(案)

東京プロジェクションマッピング実施に伴う令和4年度予算を、下記のとおり編成する。

記

(収入の部)

大科目	内容	金額	備考
負担金収入	東京都負担金	46,898,263	
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金	0	
雑収入	その他収入	0	
計		46,898,263	

(支出の部)

大科目	中科目	金額	備考
事業運営費	委託料	46,708,149	会場の設営、警備等、コンテンツ制作及び事業運営等に係る委託経費
	雑支出	0	
事務局運営費	会議費	0	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	6,174	事務局運営に係る消耗品の経費
	役務費	183,940	荷物の運搬、振込み等に係る経費等
	雑支出	0	その他の支出
計		46,898,263	

東京プロジェクトマップング収支予算(令和5年度分)(案)

東京プロジェクトマップング実施に伴う令和5年度予算を、下記のとおり編成する。

記

(収入の部)

大科目	内容	金額	備考
負担金収入	東京都負担金	200,000,000	
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金	0	
雑収入	その他収入	0	
計		200,000,000	

(支出の部)

大科目	中科目	金額	備考
事業運営費	委託料	198,000,000	会場の設営、警備等、コンテンツ制作及び事業運営等に係る委託経費
	雑支出	1,000,000	
事務局運営費	会議費	300,000	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	200,000	事務局運営に係る消耗品の経費
	役務費	300,000	荷物の運搬、振込み等に係る経費等
	雑支出	200,000	その他の支出
計		200,000,000	

(案)

協定書の変更について

東京都（以下「甲」という。）と東京プロジェクションマッピング実行委員会（以下「乙」という。）は、建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に関して、令和5年2月15日付で締結した協定書の内容を甲乙協議の上、下記のとおり変更する。

記

1 変更理由

令和4年度予算について、概算払から確定額払の変更に伴い負担額を変更する。
併せて、令和5年度予算について、東京都の予算が確定したため、収支予算額を変更する。

2 変更内容

(変更後) 別紙1のとおり

(変更前) 別紙2のとおり

3 根拠

協定書第6条

4 その他

甲と乙は、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保管する。

令和5年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
東京都知事 小池百合子

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
乙 東京プロジェクションマッピング実行委員会
委員長 築田真由美

建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の
実施に関する協定書

東京都を甲とし、東京プロジェクションマッピング実行委員会を乙として、甲乙間において、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東京の夜に新たな楽しさとにぎわいをもたらし、夜間観光の更なる盛り上げ等に資するため、甲と乙とが共同して実施する建造物壁面等を活用したプロジェクション及びプロジェクションマッピング並びに関連する催事等（以下「本事業」という。）の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

（事業内容）

第3条 甲及び乙は、本事業を円滑に実施するため、別紙1「事業計画」に掲げる事業その他必要な事業を行う。

（業務分担）

第4条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる業務を分担する。

（1）甲の分担業務

- ア 本事業の企画・実施等に関する協議及び助言
- イ 甲の媒体を用いた広報等

（2）乙の分担業務

- ア 本事業の企画、広報、実施等に関する業務全般
- イ その他本事業の実施に必要な事項

（経費負担）

第5条 本事業の実施に要する経費は、別紙2「収支予算書」に基づき、甲が以下の金額を負担する。

令和4年度 金 46,898,263円

令和5年度 金 200,000,000円

2 本事業の実施において、乙は、民間事業者等から協賛金を募ることができるものとし、これを前項に規定する甲の負担金に充当することができるものとする。

3 本事業に係る費用の精算の結果、欠損金が生じたときは甲の負担とする。

ただし、本事業の総事業費が第1項に定める甲の負担額を下回った場合は、乙は、甲の負担額から総事業費を差し引いた額に乙が本事業実施に当たって収入した協賛金等の総計を加えた額を甲に返還するものとする。

（事業計画の変更）

第6条 甲及び乙が第3条に定める事業の内容及び第5条に定める経費負担額を大幅に変更し、又は本事業を中止する必要がある場合には、甲乙間において協議するものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、甲が事業内容の変更又は中止等を命じた場合は、乙はそれに従うものとする。なお、それにより経費が発生し

た場合は乙が提出した事業報告書を精査し、キャンセル料等、必要と認められる費用を甲は乙に対して支払うものとする。

(負担金の払込)

第7条 乙は、甲に対して本事業の負担金の支払いを請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めたときには、請求金額を乙に支払うものとする。

(経理)

第8条 乙は、本事業に係る収入及び支出を明らかにするため帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、常に経理状況を明らかにするとともに、当該帳簿及び当該証拠書類は、本事業終了後5年間保管するものとする。

2 甲は乙に対し、いつでも前項に定める経理に係る帳簿等の閲覧を求めることができる。

(報告)

第9条 乙は、本事業の終了後、別記第1号様式により速やかに事業報告書、収支決算書及びその他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。

(負担金の精算)

第10条 甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、本事業の終了後速やかにその内容を調査・審査のうえ、適当と認められるときは、甲の負担金の額を確定し、乙に対して別記第2号様式により通知する。

2 乙は、前項による額の確定通知を受けたときは、ただちに別記第3号様式により精算するものとする。

(事務処理状況の調査)

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙の事務処理状況を調査することができる。

2 甲は前項の調査に当たり、いつでも第8条に定める帳簿その他の関係書類等の提出を乙に求めることができる。

(協定の解除及び負担金の返還)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除するとともに、当該時点までにかかった実費について、甲乙協議の上、相応の負担をするものとする。なお、実費に係る負担を除き、甲は乙に対し支払った負担金の一部又は全部について返還を求めることができる。

(1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく違反したとき

(2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要性が生じたとき

(3) 乙の本事業の執行上、甲の共催事業者としてふさわしくない行為があったとき

(4) 荒天・天変地異その他の予測し得ない事由によりやむを得ず中止する場合

2 甲及び乙は、前項各号の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(延滞金及び違約加算金)

第13条 甲が前条の規定により乙に負担金の返還を求めた場合において、乙が甲指定の期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場

合を除く。)を納付する。

- 2 前条第1項第1号から第3号までの規定に該当し、本協定を解除して、甲が乙に負担金の返還を求めた場合においては、負担金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該負担金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付する。

(延滞金及び違約加算金の計算)

第14条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 2 甲が前条第2項の規定により乙に違約加算金の納付を求めた場合において、乙の納付した金額が返還を求めた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を求めた負担金の額に充てるものとする。

(損害賠償責任)

第15条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

- 2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。
- 3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(緊急時の対応)

第16条 甲及び乙は、本事業の実施期間中、運營業務の実施に関連して事故、災害、その他の緊急事態(以下「緊急事態」という。)が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他必要な措置に関する事項を定めなければならない。

- 2 甲及び乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
- 3 緊急事態が発生した場合は、甲及び乙は、事故等の原因調査に当たらなければならない。

(暴力団等の排除)

第17条 乙は、本事業の運營業務を実施するに当たり、暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 甲に報告すること
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

(個人情報の取扱い)

第18条 甲及び乙が、分担業務に関して取得した個人情報は、各々が保有する個人情報

報とし、他人に漏らしてはならない。運營業務終了後においても同様とする。

- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- 3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
- 4 甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

(裁判管轄)

第19条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(権利の帰属)

第20条 本事業の実施により得られる成果・著作権は、乙に帰属するものとする。

- 2 甲及び乙並びに乙の構成員は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による乙の保有成果物を利用できるものとし、乙は別途著作権使用料を請求しないものとする。
- 3 その他、権利の帰属に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(印刷物の作成)

第21条 乙は、甲の共催名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(協定内容の変更)

第22条 甲及び乙は、運營業務の内容等を変更する必要があるとき又は、経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適当となった場合は、協議の上本協定の内容を変更することができる。

(その他)

第23条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京プロジェクションマッピング実行委員会
委員長 築田 真由美

(別記第1号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の
実施に係る事業報告書・収支決算書の提出について

このことについて、建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に
関する協定書第9条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(別記第2号様式)

産労観振第 号
令和 年 月 日

名称
代表者名

東京都知事 小池 百合子

建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に係る
事業報告書・収支決算書の承認及び東京都負担額の確定について

このことについて、令和 年 月 日付けで提出のありました建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に係る事業報告書及び収支決算書については、建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に関する協定書第10条の規定に基づき、記載のとおり承認します。

また、東京都が負担する額について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

負担金額確定額

金

円

(別記第3号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

名称
代表者名

建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に係る負担金精算書

このことについて、令和 年 月 日付 産労観振第 号で額の確定通知を受けた負担金について、建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に関する協定書第10条第2項の規定に基づき下記のとおり精算します。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 概算受領額
金 | 円 |
| 2 | 精算額
金 | 円 |
| 3 | 差引額
金 | 円 |

東プロ委第 1 号
令和 5 年 2 月 1 4 日

東京プロジェクションマッピング事業計画（第 I 期）

1 事業目的

東京の夜に新たな楽しさとにぎわいをもたらし、夜間観光の更なる盛り上げ等を目的に、建造物壁面等を活用したプロジェクション及びプロジェクションマッピング並びに関連する催事等（以下「プロジェクションマッピング等」という。）を実施する。

第 I 期として、新宿駅西口地区における賑わいの創出と観光客の誘致に資するため、建造物壁面等を活用しプロジェクションマッピング等を実施する。

2 東京プロジェクションマッピング事業（第 I 期）の概要

(1) 実施時期

令和 5 年 3 月頃から、令和 5 年 8 月頃にかけて実施する。

※実施日程の詳細は、関係者と別途協議の上決定する。

(2) 開催場所

新宿駅西口小田急百貨店近傍エリア

(3) 映像の投射対象

新宿小田急百貨店解体工事壁面

(4) 対象者

本イベントの対象者は主に以下の者を想定している。

①観光目的に新宿エリアを訪れる国内外からの旅行者等

②東京都民及び都内在勤・在学等のすべての人

なお、新型コロナウイルスの感染状況等により、対象者は適宜見直す。

(4) 運営方法

実行委員会にて企画・運営を行う。

企画・運営にあたっては、委託業者を選定し、事業の一部を実施させる。

3 事業計画と今後の想定スケジュール

令和 5 年 2 月 東京プロジェクションマッピング実行委員会 設立

2 月～ 3 月 投影準備（委託業者選定、関係者との諸調整等）

令和 5 年 3 月頃 映像投影等開始

4 月 実施状況中間報告、令和 4 年度事業清算等

8 月 映像投影等終了

8 月～ 清算等

※実行委員会が必要に応じて随時開催

東京プロジェクションマッピング収支予算(令和4年度分)

東京プロジェクションマッピング実施に伴う令和4年度予算を、下記のとおり編成する。

記

(収入の部)

大科目	内容	金額	備考
負担金収入	東京都負担金	46,898,263	
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金	0	
雑収入	その他収入	0	
計		46,898,263	

(支出の部)

大科目	中科目	金額	備考
事業運営費	委託料	46,708,149	会場の設営、警備等、コンテンツ制作及び事業運営等に係る委託経費
	雑支出	0	
事務局運営費	会議費	0	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	6,174	事務局運営に係る消耗品の経費
	役務費	183,940	荷物の運搬、振込み等に係る経費等
	雑支出	0	その他の支出
計		46,898,263	

東京プロジェクションマッピング収支予算(令和5年度分)

東京プロジェクションマッピング実施に伴う令和5年度予算を、下記のとおり編成する。

記

(収入の部)

大科目	内容	金額	備考
負担金収入	東京都負担金	200,000,000	
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金	0	
雑収入	その他収入	0	
計		200,000,000	

(支出の部)

大科目	中科目	金額	備考
事業運営費	委託料	198,000,000	会場の設営、警備等、コンテンツ制作及び事業運営等に係る委託経費
	雑支出	1,000,000	
事務局運営費	会議費	300,000	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	200,000	事務局運営に係る消耗品の経費
	役務費	300,000	荷物の運搬、振込み等に係る経費等
	雑支出	200,000	その他の支出
計		200,000,000	

建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の
実施に関する協定書

東京都を甲とし、東京プロジェクションマッピング実行委員会を乙として、甲乙間において、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東京の夜に新たな楽しさとにぎわいをもたらし、夜間観光の更なる盛り上げ等に資するため、甲と乙とが共同して実施する建造物壁面等を活用したプロジェクション及びプロジェクションマッピング並びに関連する催事等（以下「本事業」という。）の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

（事業内容）

第3条 甲及び乙は、本事業を円滑に実施するため、別紙1「事業計画」に掲げる事業その他必要な事業を行う。

（業務分担）

第4条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる業務を分担する。

（1）甲の分担業務

- ア 本事業の企画・実施等に関する協議及び助言
- イ 甲の媒体を用いた広報等

（2）乙の分担業務

- ア 本事業の企画、広報、実施等に関する業務全般
- イ その他本事業の実施に必要な事項

（経費負担）

第5条 本事業の実施に要する経費は、別紙2「収支予算書」に基づき、甲が以下の金額を負担する。

令和4年度 金 60,000,000円

令和5年度 東京都の予算確定後に甲と協議の上、決定する。

- 2 本事業の実施において、乙は、民間事業者等から協賛金を募ることができるものとし、これを前項に規定する甲の負担金に充当することができるものとする。
- 3 本事業に係る費用の精算の結果、欠損金が生じたときは甲の負担とする。

ただし、本事業の総事業費が第1項に定める甲の負担額を下回った場合は、乙は、甲の負担額から総事業費を差し引いた額に乙が本事業実施に当たって収入した協賛金等の総計を加えた額を甲に返還するものとする。

（事業計画の変更）

第6条 甲及び乙が第3条に定める事業の内容及び第5条に定める経費負担額を大幅に変更し、又は本事業を中止する必要がある場合には、甲乙間において協議するものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、甲が事業内容の変更又は中止等を命じた場合は、乙はそれに従うものとする。なお、それにより経費が発生し

た場合は乙が提出した事業報告書を精査し、キャンセル料等、必要と認められる費用を甲は乙に対して支払うものとする。

(負担金の払込)

第7条 乙は、甲に対して本事業の負担金の支払いを請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めたときには、請求金額を乙に支払うものとする。

(経理)

第8条 乙は、本事業に係る収入及び支出を明らかにするため帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、常に経理状況を明らかにするとともに、当該帳簿及び当該証拠書類は、本事業終了後5年間保管するものとする。

2 甲は乙に対し、いつでも前項に定める経理に係る帳簿等の閲覧を求めることができる。

(報告)

第9条 乙は、本事業の終了後、別記第1号様式により速やかに事業報告書、収支決算書及びその他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。

(負担金の精算)

第10条 甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、本事業の終了後速やかにその内容を調査・審査のうえ、適当と認められるときは、甲の負担金の額を確定し、乙に対して別記第2号様式により通知する。

2 乙は、前項による額の確定通知を受けたときは、ただちに別記第3号様式により精算するものとする。

(事務処理状況の調査)

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙の事務処理状況を調査することができる。

2 甲は前項の調査に当たり、いつでも第8条に定める帳簿その他の関係書類等の提出を乙に求めることができる。

(協定の解除及び負担金の返還)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除するとともに、当該時点までにかかった実費について、甲乙協議の上、相応の負担をするものとする。なお、実費に係る負担を除き、甲は乙に対し支払った負担金の一部又は全部について返還を求めることができる。

(1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく違反したとき

(2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要性が生じたとき

(3) 乙の本事業の執行上、甲の共催事業者としてふさわしくない行為があったとき

(4) 荒天・天変地異その他の予測し得ない事由によりやむを得ず中止する場合

2 甲及び乙は、前項各号の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(延滞金及び違約加算金)

第13条 甲が前条の規定により乙に負担金の返還を求めた場合において、乙が甲指定の期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場

合を除く。)を納付する。

- 2 前条第1項第1号から第3号までの規定に該当し、本協定を解除して、甲が乙に負担金の返還を求めた場合においては、負担金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該負担金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付する。

(延滞金及び違約加算金の計算)

第14条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 2 甲が前条第2項の規定により乙に違約加算金の納付を求めた場合において、乙の納付した金額が返還を求めた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を求めた負担金の額に充てるものとする。

(損害賠償責任)

第15条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

- 2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。
- 3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(緊急時の対応)

第16条 甲及び乙は、本事業の実施期間中、運營業務の実施に関連して事故、災害、その他の緊急事態(以下「緊急事態」という。)が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他必要な措置に関する事項を定めなければならない。

- 2 甲及び乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
- 3 緊急事態が発生した場合は、甲及び乙は、事故等の原因調査に当たらなければならない。

(暴力団等の排除)

第17条 乙は、本事業の運營業務を実施するに当たり、暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 甲に報告すること
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

(個人情報の取扱い)

第18条 甲及び乙が、分担業務に関して取得した個人情報は、各々が保有する個人情

報とし、他人に漏らしてはならない。運營業務終了後においても同様とする。

- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- 3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
- 4 甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

(裁判管轄)

第19条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(権利の帰属)

第20条 本事業の実施により得られる成果・著作権は、乙に帰属するものとする。

- 2 甲及び乙並びに乙の構成員は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による乙の保有成果物を利用できるものとし、乙は別途著作権使用料を請求しないものとする。
- 3 その他、権利の帰属に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(印刷物の作成)

第21条 乙は、甲の共催名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(協定内容の変更)

第22条 甲及び乙は、運營業務の内容等を変更する必要があるとき又は、経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適当となった場合は、協議の上本協定の内容を変更することができる。

(その他)

第23条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和5年2月15日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京プロジェクションマッピング実行委員会
委員長 築田 真由美

(別記第1号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の
実施に係る事業報告書・収支決算書の提出について

このことについて、建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に
関する協定書第9条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(別記第2号様式)

産労観振第 号
令和 年 月 日

名称
代表者名

東京都知事 小池 百合子

建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に係る
事業報告書・収支決算書の承認及び東京都負担額の確定について

このことについて、令和 年 月 日付けで提出のありました建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に係る事業報告書及び収支決算書については、建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に関する協定書第10条の規定に基づき、記載のとおり承認します。

また、東京都が負担する額について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

負担金額確定額

金

円

(別記第3号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

名称
代表者名

建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に係る負担金精算書

このことについて、令和 年 月 日付 産労観振第 号で額の確定通知を受けた負担金について、建造物の壁面等を活用したプロジェクションマッピング等の実施に関する協定書第10条第2項の規定に基づき下記のとおり精算します。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 概算受領額
金 | 円 |
| 2 | 精算額
金 | 円 |
| 3 | 差引額
金 | 円 |

東プロ委第 1 号
令和 5 年 2 月 1 4 日

東京プロジェクションマッピング事業計画（第 I 期）

1 事業目的

東京の夜に新たな楽しさとにぎわいをもたらし、夜間観光の更なる盛り上げ等を目的に、建造物壁面等を活用したプロジェクション及びプロジェクションマッピング並びに関連する催事等（以下「プロジェクションマッピング等」という。）を実施する。

第 I 期として、新宿駅西口地区における賑わいの創出と観光客の誘致に資するため、建造物壁面等を活用しプロジェクションマッピング等を実施する。

2 東京プロジェクションマッピング事業（第 I 期）の概要

(1) 実施時期

令和 5 年 3 月頃から、令和 5 年 8 月頃にかけて実施する。

※実施日程の詳細は、関係者と別途協議の上決定する。

(2) 開催場所

新宿駅西口小田急百貨店近傍エリア

(3) 映像の投射対象

新宿小田急百貨店解体工事壁面

(4) 対象者

本イベントの対象者は主に以下の者を想定している。

①観光目的に新宿エリアを訪れる国内外からの旅行者等

②東京都民及び都内在勤・在学等のすべての人

なお、新型コロナウイルスの感染状況等により、対象者は適宜見直す。

(4) 運営方法

実行委員会にて企画・運営を行う。

企画・運営にあたっては、委託業者を選定し、事業の一部を実施させる。

3 事業計画と今後の想定スケジュール

令和 5 年 2 月 東京プロジェクションマッピング実行委員会 設立

2 月～ 3 月 投影準備（委託業者選定、関係者との諸調整等）

令和 5 年 3 月頃 映像投影等開始

4 月 実施状況中間報告、令和 4 年度事業清算等

8 月 映像投影等終了

8 月～ 清算等

※実行委員会が必要に応じて随時開催

東京プロジェクションマッピング収支予算(令和4年度分)

東京プロジェクションマッピング実施に伴う令和4年度予算を、下記のとおり編成する。

記

(収入の部)

大科目	内容	金額	備考
負担金収入	東京都負担金	60,000,000	
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金	0	
雑収入	その他収入	0	
計		60,000,000	

(支出の部)

大科目	中科目	金額	備考
事業運営費	委託料	58,730,000	会場の設営、警備等、コンテンツ制作及び事業運営等に係る委託経費
	雑支出	1,000,000	
事務局運営費	会議費	50,000	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	20,000	事務局運営に係る消耗品の経費
	役務費	100,000	荷物の運搬、振込み等に係る経費等
	雑支出	100,000	その他の支出
計		60,000,000	

書面表決書

東京プロジェクションマッピング実行委員会
委員長 築田 真由美 殿

東京プロジェクションマッピング実行委員会（第3回）の議事等について、下記のとおり意見等を表明しますので、よろしく願いいたします。

記

1 議事について

議案 番号	内容	承認する	承認しない
1	東京プロジェクションマッピング実行委員会令和4年度収支予算の変更及び令和5年度収支予算について		

(注) 議案について、「承認する」・「承認しない」のいずれかに○印で表示してください。

2 意見等

【意見欄】 議事等につきまして、意見等がありましたらご記入ください。

令和5年 月 日

職 名 _____

氏 名 _____